

令和2年度改正法施行！！
パワハラ防止対策はお済ですか？

パワーハラスメント 防止対策セミナーのご案内

本セミナーは県下で6回開催されます！
(裏面開催一覧参照)

セミナーの概要

職場におけるいじめ・いやがらせに関する都道府県労働局への相談は、年々増加しています。このため、女性活躍推進法等改正法により、**職場でのパワーハラスメント対策が法制化され、事業主に対しての雇用管理上の措置義務等が新設されました。**

愛知労働局では、事業主・人事労務担当者に対して、

- ① パワハラとは何か（パワハラの定義）
- ② 事業主に義務付けられる雇用管理上の措置
- ③ パワーハラスメント発生時の対応
- ④ パワーハラスメントのない職場づくり

など、令和2年度から求められる具体的な対応方法等にかかる改正法セミナーを実施しますので、ぜひご参加ください。



参加
無料

※ 第1回セミナーの説明は、「あいち働き方改革推進大会」の中で行います。

あいち働き方改革推進大会

- ◆ 日時：令和2年1月14日（火）
13:00～16:30（開場：12:00）
- ◆ 会場：日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
（名古屋市中区金山1丁目5-1）
- ◆ 演題：女性活躍推進法等改正法の概要及び
女性活躍推進・ハラスメント防止策
- ◆ 講師：厚生労働省 雇用環境・均等局

ハラスメント防止対策室長 溝田景子
※講師が変更になりました。

厚生労働省の担当者が改正法の内容やパワーハラスメント発生時の対応などを解説します。

- ◆ 定員：1500名（先着順）
- ◆ 申込：裏面記載の方法によりお申し込みください。



◆ 開催一覧（申込は各回とも先着順）

番号	開催日時	会場	定員
1	令和2年1月14日（火） 13:00～16:30（開場：12:00） ※あいち働き方改革推進大会と同時開催	日本特殊陶業市民会館 フォレストホール （名古屋市中区金山1丁目5-1）	1500名
2	令和2年1月20日（月） 13:00～15:00（開場：12:30）	刈谷市総合文化センター （刈谷市若松町2丁目104）	250名
3	令和2年1月23日（木） 14:00～16:00（開場：13:30）	ウィルあいち ＜愛知県女性総合センター＞ （名古屋市中区上堅杉町1）	800名
4	令和2年1月27日（月） 14:00～16:00（開場：13:30） ※満席となりました。		400名
5	令和2年2月3日（月） 13:00～15:00（開場：12:30）	ライフポートとよはし （豊橋市神野ふ頭町3番地-22）	300名
6	令和2年2月6日（木） 13:00～15:00（開場：12:30）	豊田産業文化センター （豊田市小坂本町1丁目25）	240名

※ 2～6の会場の講師は愛知労働局雇用環境・均等部担当者が行います。

参加申し込み方法

◆ ご参加は、愛知労働局ホームページからお申し込みください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/home.html>

愛知労働局HPへGO



愛知労働局

トップページ下方の「イベント情報」より**あいち働き方改革推進大会・令和元年度 パワーハラスメント防止対策セミナー**をクリックし、案内フォームに沿って必要項目を入力の上、お申し込みください。

※HPにアップ後、一定期間経過するとイベント情報一覧へ移ります。トップページにない場合は、「イベント情報一覧」→「2019年度のイベント情報はこちらをご覧ください」へ進み、お申し込みください。

※入力いただいた個人情報は本事業以外で使用いたしません。
※受付は先着順としております。お早めにお申し込みください。

◆お問い合わせ：愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 2階
電話 (052) 857-0312